

法 学 第 38 号
平成 28 年 4 月 7 日

三 愛 学 舎 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 28 年度特別支援学校寄宿舍指導実践協議会の開催及び参加候補者
の推薦について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、参加を希望される場合は、別紙「参加申込書」を平成 28 年 4 月 28 日（木）ま
でに当課あて提出願います。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

平成28年度特別支援学校寄宿舍指導実践協議会参加申込書

学校名 _____
 担当者 _____
 連絡先(電話) _____
 (e-mail) _____

番号	ふりがな 氏名 生年月日	性別	勤務先	職名	実務経験年数	宿泊希望	食堂利用希望	備考
1							<input type="checkbox"/> 7/21 夕食 <input type="checkbox"/> 7/22 朝食 <input type="checkbox"/> 7/22 昼食	<input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要

1、平成28年4月1日現在で記入してください。

2、2名以上を推薦する場合は、記入欄を追加した上で、推薦順位を明記してください。

3、受講に際し、点訳、手話通訳、車いす等の配慮や持病等健康面での配慮を必要とする場合は、備考欄の「特別な配慮が必要」に✓を付したうえで、配慮が必要な事項等について具体的に記入してください。

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育主管課長
関係各都道府県知事部局私立学校主管課長 殿
附属学校を置く国立大学法人事務局の長

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和 成
(公印省略)

平成 28 年度特別支援学校寄宿舎指導実践協議会の開催及び参加候補者の推薦につ
いて (照会)

本研究所の事業の実施に当たりましては、日頃よりご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本研究所では、別添実施要項のとおり各都道府県等において、特別支援学校寄宿舎における
幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場にある寄宿舎指導員による実践交流、情報交換等を行
い、寄宿舎における指導の充実を図る目的で標記の協議会を開催します。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、所管の学校及び学校法人等に対し周知をお願いすると
ともに、別添の実施要項に基づき、参加候補者を、平成 28 年 5 月 2 日 (月) までに下記連絡先にご
推薦くださいますようお願いいたします。

なお、このことにつきましては、本研究所のウェブサイトに掲載していますので、周知の際にお役
立て願います。

URL <http://www.nise.go.jp/cms/news/detail.6.11474.html>

<本件連絡先>

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

総務部総務企画課 企画・評価室企画支援係

Tel : 046-839-6808 Fax : 046-839-6919

e-mail : kikaku@nise.go.jp

平成 28 年 4 月 1 日

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
平成 28 年度 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会実施要項

主 催： 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
協 力： 文 部 科 学 省
後 援： 全国特別支援学校長会

1 目 的

特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等の寄宿舎指導員による実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る。

2 期 日

平成 28 年 7 月 22 日 (金)

3 会 場

国立特別支援教育総合研究所 研修棟他

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1

TEL: 046-839-6808 FAX: 046-839-6919 Email: kikaku@nise.go.jp

4 協議日程及び内容

9:30	10:00	10:20	10:50	11:40	12:30	13:30	14:40	14:50	15:50	16:00
受付	開会	行政説明	基調講演	所内見学	昼食 休憩	部会別協議①	休憩	部会別協議②	まとめ 閉会	

特別支援学校の寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する講演、部会別研究協議等を行う。部会別研究協議における部会は以下の 4 部会とし、参加者からの実践発表及び協議を行う。

- ①視覚障害教育部会、②聴覚障害教育部会、③知的障害教育部会、
④肢体不自由教育・病弱教育部会

5 参加者の推薦等

(1) 参加資格

特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員とする。

なお、参加者の中から数名に部会別協議会での基調報告（各校寄宿舎の取組の状況について）を依頼する予定である。

(2) 募集人員

募集人員は、50 名程度とする。

(3) 推薦手続

ア 推薦者は、当該都道府県又は当該指定都市の教育委員会教育長及び関係国立大学長とする。
なお、私立の特別支援学校の参加希望者については、知事部局と連絡調整の上、推薦することとする。

イ 推薦者は、参加候補者を選定し、別紙様式 1（推薦様式）により本研究所の理事長（以下「理事長」という。）に推薦する。

- ウ 推薦期限は、平成 28 年 5 月 2 日（月）とする。
- エ 参加候補者の該当が無い場合は、特に回答を必要としない。

(4) 参加者の決定

- ア 理事長は、推薦のあった者の中から参加者を決定し、その結果について平成 28 年 5 月中旬を目途に推薦者に通知する。
なお、推薦状況によっては、人数を調整する場合がある。
- イ 参加者は、参加者決定の通知到達後、協議等を円滑に進めるための題材として、レポート（別紙様式 2）を 7 月上旬を目途に提出することとする。締切及び提出方法は、参加者決定と合わせて通知する。

6 参加の中止等

協議会の開催に先だって受講を取り止める場合、又は他の者に変更したい場合は、速やかに理事長に届け出るものとする。

7 宿泊施設・食堂の利用

前泊の必要のある者は、7 月 21 日（木）15:00～18:00 に本研究所において宿泊の受付を済ませること。

また、食堂の利用に関しては、食数確保の観点から事前に希望を集約する。
利用案内等については、参加者決定と合わせて通知する。

8 協議会期間中に要する経費

- (1) 参加費は無料とする。
- (2) 宿泊施設（宿泊料 1,600 円前納制）・食堂（朝食 390 円、昼食 550 円、夕食 650 円）の利用については、各自の負担とする。
- (3) 利用日までに、料金の改定が行われた場合は、新料金を適用する。

9 その他

- (1) この要項のほか、本協議会に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 本協議会終了後、参加者に対して、アンケート調査を実施する予定である。

【別紙様式2】

平成28年度 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会 参加者レポート

番号： _____ 氏名： _____ 所属校名等： _____

I. 参加部会

・参加する部会に○を付してください。

【部会：①視覚障害教育 ②聴覚障害教育 ③知的障害教育 ④肢体不自由教育・病弱教育】

II. 所属校寄宿舎の基本的情報

・情報交流のため、以下の各欄に可能な範囲で記入してください。

		男子	女子	合計	備考（各学部等の別をご記入ください）
全校幼児児童生徒数					幼稚部○名、小学部○名、中学部○名、 高等部○名、専攻科○名
寄宿舎生数					幼稚部○名、小学部○名、中学部○名、 高等部○名、専攻科○名
寄宿舎 指導員数	正規採用				
	臨時採用				
舎監数					

III. 寄宿舎指導の現状と課題

・寄宿舎指導全般に関わる指導上の工夫や特徴的な取組について、また、現在、寄宿舎指導上、最も課題となっていること等についてお書きください。

※レポート作成に当たっての留意事項

（レポート作成に当たっては、この部分を削除してください。）

このレポートは部会別協議の配付資料とします。所属校寄宿舎の基本的情報とともに、日々の実践で工夫していることや課題となっていること等を中心に、整理し、記述してください。

提出されたレポートは参加者全員へ配付し、持ち帰っていただく予定です。特に、個人情報の保護について留意願います。（部外秘事項、個人情報に関わる内容等は、事柄の本質を損なわない程度に記述を変更するか、記述を避けてください。特に、事例を取り扱う必要がある場合には、個人が特定されないようご配慮ください。学年、年齢、検査のスコア、具体的な病名等の記述は避け、補足説明は口頭で行ってください。）

IV. 研究協議事項

- ・寄宿舍指導における「合理的配慮」の提供状況や検討体制等，学校全体もしくは指導担当者個人として実践されている工夫や課題となっていること等についてお書きください。（部会別協議において，協議で柱の一つとして参考にさせていただきます。）

V. その他の情報

- ・下記の項目に関して，上記Ⅲ，Ⅳで記した内容を除き，参加者間での情報共有のため，幼児児童生徒の実態（ニーズ）に応じて対応する上での課題や工夫されていることがあれば，情報を提供してください。

○ICT等情報機器（携帯端末等）使用について（例：情報機器の使用マニュアル，情報機器使用に関する説明会，使用のルール，寄宿舍への持ち込み，使用時間，使用モラルの指導など）

○その他，合理的配慮に関わる特徴的な取組や課題について